

平成24年12月（第14回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成24年12月20日（木）14:00～15:45
宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長
水田 和江 委員
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に出席した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、上村総務課長、安田学校教育課長、森島学校安心支援室長、兒玉学校教育課長同格、濱原総務係長、岡村指導主事

4. 趣 旨

委員 長： ただいまから、平成24年12月20日の教育委員会会議を開催いたします。本日は委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第12回の会議録について、ご異議等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

委員 長： それでは、第12回の会議録については、承認とさせていただきます。

続いて、前回開催の第13回の会議録についてですが、机上に配付していますので、次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は、三原委員にお願いします。

委員 長： 本日の議題は、「平成25年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」と、その他の事項3件となっております。

次第に沿って進めたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 平成25年度の小・中学校教職員人事異動方針については、県から示された方針に基づき、市として各学校における特色ある取組の推進、及び課題への解決に向け適切な人事異動を行う必要があります。このため、別紙のとおり方針案を作成しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

（資料1に基づき、異動方針の内容、及び昨年度からの変更箇所についての説明を行う。）

委員 長： ただいまご説明がりましたが、ご意見・質問等ありますか。

教育 長： 方針の中に「宇部市内3つの学校群」を新たに追加した理由について説明していただけますか。

事務局： 近隣の学校のみでの異動を繰り返している教職員が一部いることから、教員の資質の向上や幅広い交流を促進させるため、市内を3つの学校群に分割したものです。

委員： 「異校種間の人事交流」とありますが、これだけを読むと分かりにくいと思います。各学校には地域の特徴がありますし、例えば、学びの授業を推進していくにはパイロット校を中心とした施策の展開も必要と思います。この意味が明確でないと、意図するものが伝わらないのではないのでしょうか。

事務局： ここで意味する「異校種間」とは、小学校と中学校での異動や特別支援学校との交流等を意味しているものです。

特に小中連携を進めていく上で、9年間を見据えた教育が必要であることから、中学校の教員が小学校の児童を教えることで様々な経験をしてもらうことを考えています。小・中逆の場合もあります。

委員： これから、学びあいの授業を小学校に広めていくにあたり、既に取り組んでいる中学校の先生と小学校の先生が連携をとることも必要ですし、特別支援学校は県立ですが、教育の質の向上を図るには人事交流はあってもよいと思いますが、「異校種間」という表現では、そこまで読み取れないと思いますが。

教育長： 県の異動方針では、「小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流」というふうに具体的に書いて分かりやすいので、同様にしたら分かりやすいかもしれませんね。

委員： 小・中学校間の異動については、本人からの希望や、何人動かしたいとか、具体的な目標はあるのですか。

事務局： 具体的な数字はありませんが、小中連携については力を入れていきたいと考えています。

委員： 色々な学校を経験することは教員にとって良いことであり、必要なことと思いますが、教員からの希望はどこまで聞いてもらえるのでしょうか。

事務局： 教員からの希望は聞いています。しかし、各学校からの要望や課題、事業の取組状況や学校間のバランス等を考慮する必要がありますので、基本的には教育委員会が主導で行う人事異動となります。

委員長： 新たに「家庭・地域と連携しながら」という言葉を加えられていますが、これはコミュニティスクールからの意見も反映していくということですか。

事務局： これからは、協議会からの意見も判断材料にはなってくると思います。

委員： 先進地等への人事交流や研修のための派遣等については、どのようになっていますか。

事務局： 大学への研修派遣等については既に行っています。

委員： 大学等に長期に派遣する場合に限らず、短期の留学等も積極的に行っていくには、その分の枠も少しは考えておかないと人事は回っていかないと思います。その辺も予定にいれながら人事を計画していくことも大事ではないのでしょうか。

事務局： 人事異動にはその辺も踏まえて行わないといけないとは思いますが、この方針書にはそこまで具体的には書いてありません。

委員： 子どもたちは学校や先生を選ぶことが出来ませんので、学校間の差が生じないよう慎重な人事異動に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員： 今年、同一校で校長と教頭が同時に変わるということがあったと思います。教育の流れを継続していくのに、その辺りでの影響はどのように考えておられますか。

事務局： 原則、同一校での校長・教頭の異動はありませんが、昨年度、小学校において校長が退職し、教頭が3月からの休職という事態が発生し、止むを得ず両者の異動というケースがありました。

委員長： 他にご意見はありませんか。

事務局： 先ほど、「異校種間」という表現を県方針にあわせた方が分かりやすいというご意見をいただきましたが、教職員が使い慣れている言葉を使う方が、誤解を与えることがないと考えますので、できれば昨年度と同じ表現にさせていただきたいのですが。

教育長： 「異校種間」という言葉は、業界用語的なものですが、教員の間では通常用いられている表現なので、教職員に通知する文章であれば、逆に分かりやすいかもしれませんね。

事務局： はい。

委員長： 色々ご意見をいただきましたが、方針については原案どおり承認することによってよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 人事異動の作業はこれから大変と思いますが、適材適所となるようよろしくお願いします。

続いて、その他の事項「いじめ問題について」説明をお願いします。

事務局： いじめの問題に関する児童生徒の実態把握のため、文部科学省による緊急調査が8月に実施され、その調査に対する結果の公表がありましたので、県内及び市内の状況とあわせて報告させていただきます。

(資料2に基づき、調査結果の報告、及び市内の小・中学校において実施されている取組等について説明を行う。)

委員： 週1回実施しているアンケート調査は、いつまで続けていくのですか。

事務局： 今のところ暫く続けていく予定としており、校長会でもお願いしたところで。

委員： アンケート調査は、毎回同じものを使うのですか。

事務局： アンケート調査は、月1回のもものは、生活アンケートも絡めたものとなっており、学校によって内容は異なりますが、他の回のもものは、いじめの早期発見や抑止効果の観点から、3から4項目の簡易なものになっています。

委員： アンケート調査も一つの手段ですが、本当に必要なのは、学校自体が自浄力を付けていくことが必要なのではないのでしょうか。

事務局： 国や県からの指示もあり、人権尊重の精神の情操を図るためにも子どもたちに加えて、教職員の研修にも取り組んでいるところです。

委員： いじめを前面に出し、上から解決していくことも必要なかもしれませんが、人権に対する取組をもっと重視し、学校や学級の自助力をつけていくという方向性も大事と思っています。

学校での週1回のアンケート調査にはかなりの時間を要することになりますし、永久にアンケート調査をしないといじめが無くならないでは、根本的な問題の解決にはならないと思います。学校の中で問題を解決していく力、子どもたちが先生の力を求めない体質づくりも必要と思っています。

委員： アンケート調査をしないといじめが判明しないのではなく、子どもが先生に話せる人間関係が理想と思いますし、先生にもいじめを見つける力量を身に付けていて欲しいものです。アンケート調査は早期発見には繋がるとは思いますが、毎週行うことで慣れてしまうことも危惧します。

教育長： 残念ながら、今の学校では、子どもと先生の信頼関係が十分構築されていないところがあり、いじめの把握にアンケート調査を実施しなければならない状況にあります。

事務局： 今はネット等によるいじめも多く発生しており、表面的には見つけられない事例がでてきており、それを知らせる手段の一つとしてアンケート調査が行われているところもあります。

事務局： その辺については今後研究していかないといけないところがあり、いじめは学校外でも起こりえることから、2月にふれあい推進員さんを対象としたネットアドバイザーによる研修会を予定しているところです。

委員： 週1回のアンケート調査を実施していく中で、その後どういう展開をしていくのか考えていかないといけないと思います。先生と話ができること、子ども同士でも話ができるようになることも大事ですし、早期発見ということから別の視点も必要と思います。

事務局： 県教委からの指導もあり週1回のアンケート調査は県内全市町で取り組んでいますが、言われるとおり別の視点も必要と思います。

委員： アンケート調査結果は、県にどのように報告しているのですか。

事務局： これまでは不登校の状況等と併せて、学期毎に市から県に報告し、県では1年分まとめて国に報告しています。

委員： 対応した内容についても報告しているのですか。

事務局： 併せて報告しています。

委員： 本当に大事なはいじめの内容をきちんと整理し、「どのように解決したのか」ということを情報共有しないと、件数だけのやり取りでは意味がありません。

委員： アンケート調査によって物事が解決していくものではないということ、学校や先生たちは十分意識しておいていただきたいと思っています。

委員長： アンケート調査の結果を保護者の方が見たいと言われた時に、各学校ではどのように対応されるのですか。

事務局： 今のところそのような事案はありませんが、当然アンケート調査には児童生徒の名前も含まれていますし、どこまで公開できるか等を含めて検討していき

たいと思います。

委員： 保護者に対するアンケート調査は行っていないのですか。

事務局： 保護者に対する調査は行っていませんが、いじめや不登校などに関する相談窓口のチラシ配布等の情報提供を行っています。

委員： 行政として数を減らすための取組を行うことで、件数は減るかもしれませんが、根本的な解決に向けた目的や方向性を持って取組を進めていただきたいと思っています。

教育長： 言われるとおり、いつまでもアンケート実施していくのではなく、学校現場においてどうやって問題を解決していくなかを、考えていかないといけないと思います。

委員： 昔は日記や作文を子どもたちに書かせることが多かったと思いますが、最近ではそういうことが少なくなってきたと聞きますが、実情はどうですか。

事務局： 今は生活ノートというものがありますが、子どもが書く欄も少ないので、その中から教員が子どもの状況を読み取っていくことは難しいかもしれません。

委員長： 他にご意見等ありますか。

いじめに対する問題やその解決には、時間がかかることと思いますが、解決に向けて皆さん一緒に取り組んでいきたいと思っていますので、引き続きよろしくをお願いします。

次に「12月議会の報告について」をお願いします。

事務局： 12月7日から11日までの間に行われました12月議会の一般質問において、10人の議員から37問の質問がありましたので、その内容について報告させていただきます。

(資料3に基づき、質問の概要及び回答の要旨についての説明を行う。)

委員長： 続いて「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： (資料4に基づき、報告を行う。)

委員長： 全ての議題は終了しましたが、他に何かありますか。

なければ、以上を持ちまして第14回の教育委員会会議を閉会とします。